

令和３年経済センサス - 活動調査
産業別集計(卸売業，小売業に関する集計)

名古屋市分

結果の概要

令和５年６月２０日

名古屋市総務局企画部統計課

目 次

利用上の注意	1
--------------	---

本編

1 概況	3
2 産業小分類別事業所数及び従業者数	5
3 産業中分類別年間販売効率（法人）	9
4 商品販売形態別年間商品販売額（小売業、法人）	10
5 区別事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積	11
令和3年経済センサス-活動調査の概要	12
用語の解説	13

利用上の注意

1. 本書は総務省・経済産業省が公表した「令和 3 年経済センサス - 活動調査 産業別集計（卸売業、小売業に関する集計）」及びその調査票情報から名古屋市が独自に集計したものである。このため、後日公表する産業横断的集計の「卸売業・小売業」の結果とは異なる場合がある。
2. 年間商品販売額は令和 2 年 1 年間、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は令和 3 年 6 月 1 日現在の数値である。
3. 産業大分類「I - 卸売業、小売業」に格付された事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。
 - ア 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - イ 産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個人経営（法人でない団体を含む）の事業所ではないこと
 - ウ 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所ではないこと
4. 従業者数は「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。
5. 年間商品販売額については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

6. 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成 28 年経済センサス - 活動調査、令和元年経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査並びに報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

<欠測値等の取扱いについて>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>

7. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入した。
統計表中、「-」は該当数字がないもの及び分母が 0 等のため計算できないものを示しており、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。

「x」は、集計対象となる事業所が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

8. 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。
このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。
9. 事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付）方法は、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定した。
10. 本書の数値は、本市が独自に集計したものであり総務省・経済産業省、愛知県が公表した数値とは異なる場合がある。

結果の概要

1 概況【表1、図1】

令和3年6月1日現在の卸売業、小売業を合わせた事業所数は2万3103事業所、従業者数は26万9684人、年間商品販売額は25兆8374億円となっている。

(1) 卸売業

卸売業についてみると、事業所数は1万24事業所となっており、産業中分類別にみると「機械器具卸売業」が3361事業所と最も多く、次いで「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」が2521事業所、家具・建具・じゅう器等卸売業などが含まれる「その他の卸売業」が2229事業所となっている。

従業者数は、13万6790人となっており、産業中分類別にみると、「機械器具卸売業」が5万3977人と最も多く、次いで「その他の卸売業」が2万8866人、「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」が2万7653人となっている。

年間商品販売額は、22兆6045億円となっており、産業中分類別にみると「機械器具卸売業」が7兆9520億円と最も多く、次いで「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」が7兆2714億円、「その他の卸売業」が3兆2579億円となっている。

(2) 小売業

小売業についてみると、事業所数は1万3079事業所となっており、産業中分類別にみると、家具・建具・畳小売業などが含まれる「その他の小売業」が4882事業所、「飲食料品小売業」が3372事業所、「織物・衣服・身の回り品小売業」が2281事業所となっている。

従業者数は、13万2894人となっており、産業中分類別にみると、「飲食料品小売業」が4万6171人、「その他の小売業」が4万1849人、「機械器具小売業」が1万4699人となっている。

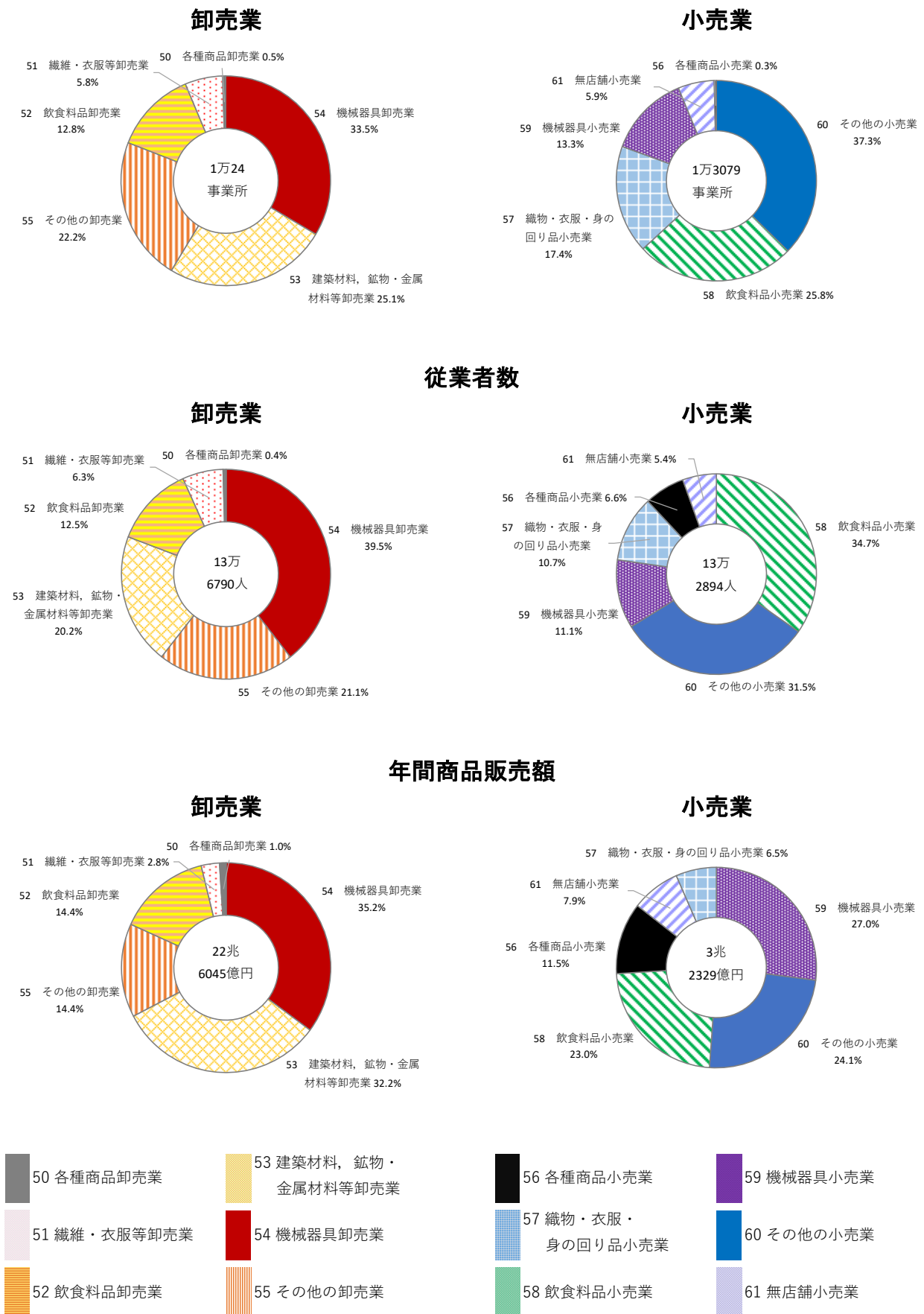
年間商品販売額は3兆2329億円となっており、産業中分類別にみると「機械器具小売業」が8739億円と最も多く、次いで「その他の小売業」が7776億円、「飲食料品小売業」が7423億円となっている。

売場面積は、278万4617㎡となっており、産業中分類別にみると、「その他の小売業」が97万2048㎡と最も多く、次いで「飲食料品小売業」が69万3284㎡、「各種商品小売業」が43万9519㎡となっている。

表1 産業中分類別事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積

産業中分類	事業所数		従業者数		年間商品販売額		売場面積	
	令和3年 (事業所)	業種別計に占める割合 (%)	令和3年 (人)	業種別計に占める割合 (%)	令和2年 (百万円)	業種別計に占める割合 (%)	令和3年 (㎡)	業種別計に占める割合 (%)
合計	23,103	(100.0)	269,684	(100.0)	25,837,414	(100.0)		
卸売業計	10,024	(43.4)	136,790	(50.7)	22,604,511	(87.5)		
		100.0		100.0		100.0		
50 各種商品卸売業	49	0.5	599	0.4	228,409	1.0		
51 繊維・衣服等卸売業	581	5.8	8,635	6.3	639,991	2.8		
52 飲食料品卸売業	1,283	12.8	17,060	12.5	3,254,791	14.4		
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	2,521	25.1	27,653	20.2	7,271,414	32.2		
54 機械器具卸売業	3,361	33.5	53,977	39.5	7,951,991	35.2		
55 その他の卸売業	2,229	22.2	28,866	21.1	3,257,916	14.4		
小売業計	13,079	(56.6)	132,894	(49.3)	3,232,903	(12.5)	2,784,617	100.0
		100.0		100.0		100.0		
56 各種商品小売業	44	0.3	8,733	6.6	372,894	11.5	439,519	15.8
57 織物・衣服・身の回り品小売業	2,281	17.4	14,201	10.7	211,484	6.5	397,697	14.3
58 飲食料品小売業	3,372	25.8	46,171	34.7	742,347	23.0	693,284	24.9
59 機械器具小売業	1,734	13.3	14,699	11.1	873,887	27.0	282,069	10.1
60 その他の小売業	4,882	37.3	41,849	31.5	777,573	24.1	972,048	34.9
61 無店舗小売業	766	5.9	7,241	5.4	254,718	7.9	-	-

図 1 産業中分類別事業所数、従業者数、年間商品販売額の構成比
事業所数



2 産業小分類別事業所数及び従業者数

(1) 卸売業 【表2、図2】

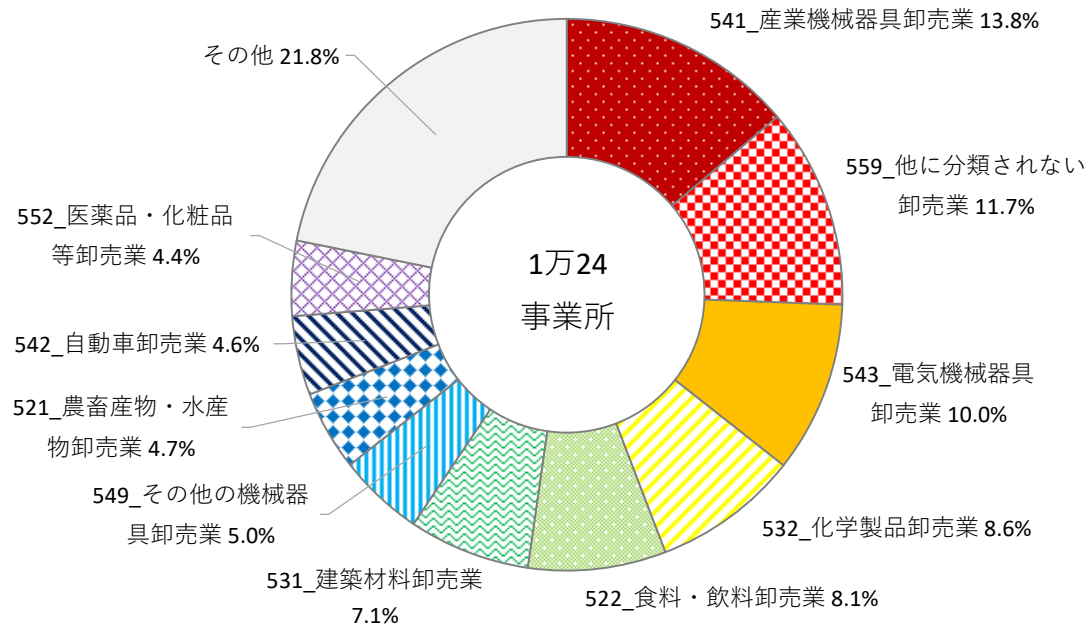
卸売業について、産業小分類別に事業所数をみると、「産業機械器具卸売業」が1387事業所（卸売業計の13.8%）と最も多く、次いで金物卸売業やスポーツ用品卸売業などが含まれる「他に分類されない卸売業」が1177事業所（同11.7%）、「電気機械器具卸売業」が1006事業所（同10.0%）となっている。

従業者数をみると、「産業機械器具卸売業」が1万9866人（卸売業計の14.5%）と最も多く、次いで「電気機械器具卸売業」が1万8328人（同13.4%）、「他に分類されない卸売業」が1万1457人（同8.4%）となっている。

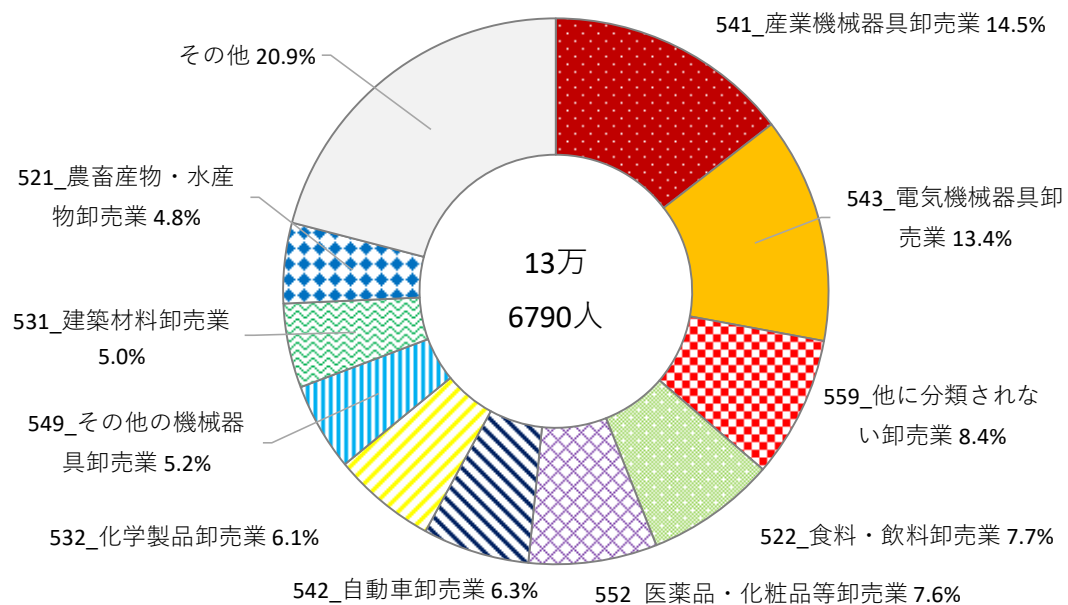
表2 卸売業の産業小分類別事業所数及び従業者数

産業小分類	事業所数		従業者数	
	令和3年 (2021年) (事業所)	業種別計に占める割合(%)	令和3年 (2021年) (人)	業種別計に占める割合(%)
11 卸売業計	10,024	100.0	136,790	100.0
501_各種商品卸売業	49	0.5	599	0.4
511_繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	114	1.1	1,865	1.4
512_衣服卸売業	234	2.3	4,154	3.0
513_身の回り品卸売業	233	2.3	2,616	1.9
521_農畜産物・水産物卸売業	471	4.7	6,524	4.8
522_食料・飲料卸売業	812	8.1	10,536	7.7
531_建築材料卸売業	714	7.1	6,833	5.0
532_化学製品卸売業	858	8.6	8,404	6.1
533_石油・鉱物卸売業	175	1.7	3,726	2.7
534_鉄鋼製品卸売業	421	4.2	5,551	4.1
535_非鉄金属卸売業	183	1.8	1,680	1.2
536_再生資源卸売業	170	1.7	1,459	1.1
541_産業機械器具卸売業	1,387	13.8	19,866	14.5
542_自動車卸売業	464	4.6	8,656	6.3
543_電気機械器具卸売業	1,006	10.0	18,328	13.4
549_その他の機械器具卸売業	504	5.0	7,127	5.2
551_家具・建具・じゅう器等卸売業	393	3.9	4,574	3.3
552_医薬品・化粧品等卸売業	441	4.4	10,410	7.6
553_紙・紙製品卸売業	218	2.2	2,425	1.8
559_他に分類されない卸売業	1,177	11.7	11,457	8.4

図2 卸売業の産業小分類別事業所数・従業者数の構成比
事業所数



従業者数



(2) 小売業 【表3、図3】

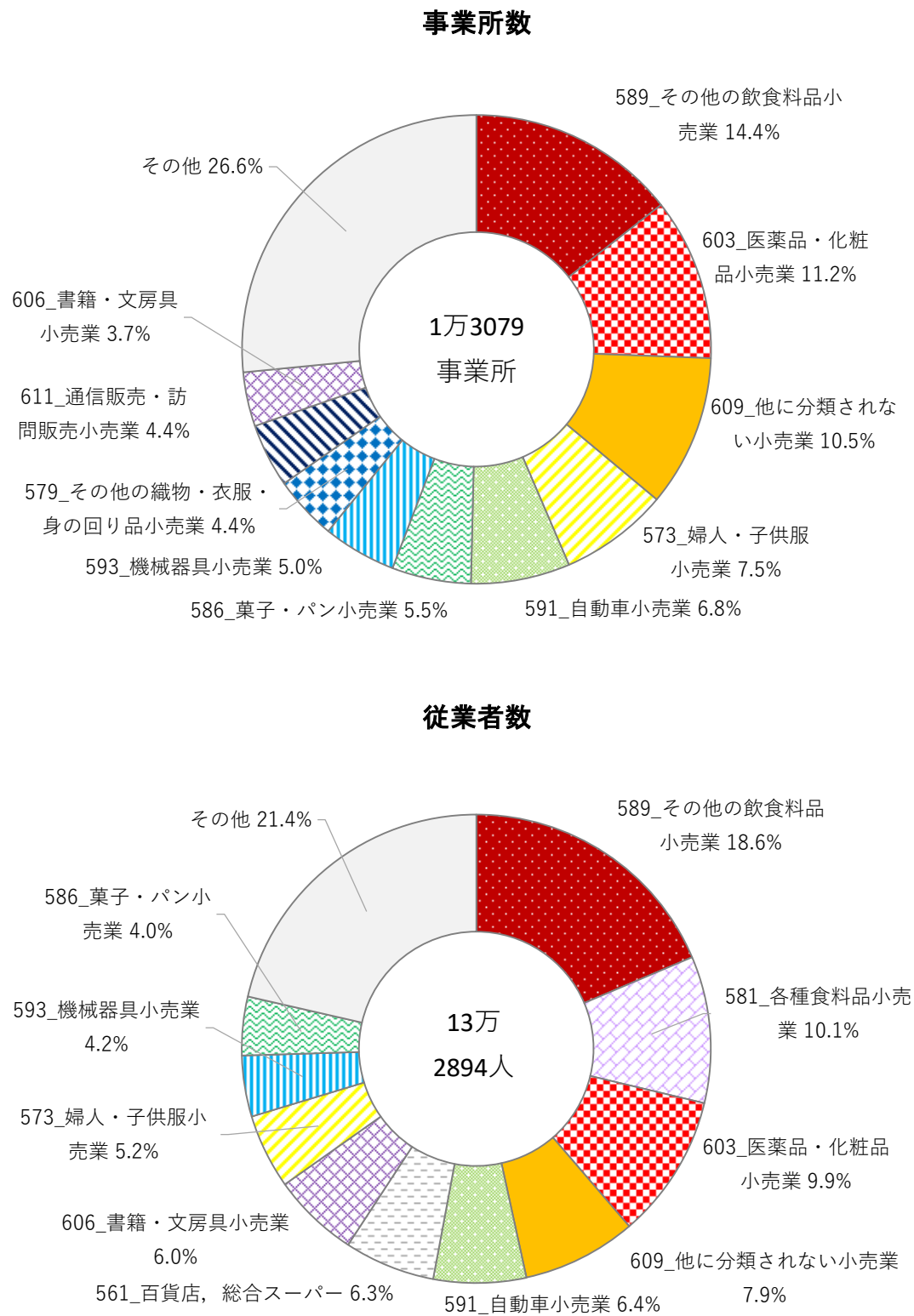
小売業について、産業小分類別に事業所数をみると、牛乳小売業や茶類小売業などが含まれる「その他の飲食料品小売業」が 1887 事業所（小売業計の 14.4%）と最も多く、次いで「医薬品・化粧品小売業」が 1461 事業所（同 11.2%）、「他に分類されない小売業」が 1369 事業所（同 10.5%）となっている。

従業者数をみると、「その他の飲食料品小売業」が 2 万 4721 人（小売業計の 18.6%）と最も多く、次いで「各種食料品小売業」が 1 万 3467 人（同 10.1%）、「医薬品・化粧品小売業」が 1 万 3221 人（同 9.9%）となっている。

表3 小売業の産業小分類別事業所数及び従業者数

産業小分類	事業所数		従業者数	
	令和3年 (2021年) (事業所)	業種別計に占める割合 (%)	令和3年 (2021年) (人)	業種別計に占める割合 (%)
12_小売業計	13,079	100.0	132,894	100.0
561_百貨店、総合スーパー	24	0.2	8,317	6.3
569_その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	20	0.2	416	0.3
571_呉服・服地・寝具小売業	195	1.5	878	0.7
572_男子服小売業	368	2.8	1,774	1.3
573_婦人・子供服小売業	980	7.5	6,849	5.2
574_靴・履物小売業	159	1.2	849	0.6
579_その他の織物・衣服・身の回り品小売業	579	4.4	3,851	2.9
581_各種食料品小売業	259	2.0	13,467	10.1
582_野菜・果実小売業	107	0.8	423	0.3
583_食肉小売業	105	0.8	644	0.5
584_鮮魚小売業	70	0.5	580	0.4
585_酒小売業	230	1.8	956	0.7
586_菓子・パン小売業	714	5.5	5,380	4.0
589_その他の飲食料品小売業	1,887	14.4	24,721	18.6
591_自動車小売業	892	6.8	8,483	6.4
592_自転車小売業	182	1.4	622	0.5
593_機械器具小売業(自動車、自転車を除く)	660	5.0	5,594	4.2
601_家具・建具・畳小売業	239	1.8	1,226	0.9
602_じゅう器小売業	203	1.6	1,071	0.8
603_医薬品・化粧品小売業	1,461	11.2	13,221	9.9
604_農耕用品小売業	12	0.1	31	0.0
605_燃料小売業	335	2.6	2,923	2.2
606_書籍・文房具小売業	489	3.7	7,935	6.0
607_スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	438	3.3	3,244	2.4
608_写真機・時計・眼鏡小売業	336	2.6	1,721	1.3
609_他に分類されない小売業	1,369	10.5	10,477	7.9
611_通信販売・訪問販売小売業	574	4.4	5,311	4.0
612_自動販売機による小売業	42	0.3	506	0.4
619_その他の無店舗小売業	150	1.1	1,424	1.1

図3 小売業の産業小分類別事業所数・従業者数の構成比



3 産業中分類別販売効率(法人)【表4】

(1) 卸売業

卸売業の1事業所あたりの年間商品販売額は23億8570万円となっており、産業中分類別にみると「各種商品卸売業」が48億5976万円と最も多く、次いで「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」が30億472万円、「飲食料品卸売業」が27億5130万円となっている。

従業者1人あたりの年間商品販売額をみると、卸売業は1億6678万円となっており、産業中分類別にみると「各種商品卸売業」が3億8324万円と最も多く、次いで「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」が2億6509万円、「飲食料品卸売業」が1億9378万円となっている。

(2) 小売業

小売業の1事業所あたりの年間商品販売額は3億5893万円となっており、産業中分類別にみると、「各種商品小売業」が84億7486万円と最も多く、次いで「機械器具小売業」が7億2522万円事業所、「飲食料品小売業」が3億8344万円となっている。

従業者1人あたりの年間商品販売額をみると、小売業は2753万円となっており、産業中分類別にみると、「機械器具小売業」が6384万円と最も多く、次いで「各種商品小売業」が4270万円、「無店舗小売業」が3579万円となっている。

売場面積1㎡あたりの年間商品販売額をみると、小売業は116万円となっており、産業中分類別にみると、「機械器具小売業」が310万円と最も多く、次いで「飲食料品小売業」が107万円、「各種商品小売業」が85万となっている。

表4 産業中分類別販売効率

産業中分類	令和3年		
	事業所あたりの 年間商品販売額 (万円/事業所)	従業者あたりの 年間商品販売額 (万円/人)	売場面積あたりの 年間商品販売額 (万円/㎡)
合計	139,798	10,213	
11_卸売業計	238,570	16,678	
50_各種商品卸売業	485,976	38,324	
51_繊維・衣服等卸売業	120,299	7,499	
52_飲食料品卸売業	275,130	19,378	
53_建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	300,472	26,509	
54_機械器具卸売業	245,356	14,802	
55_その他の卸売業	158,768	11,448	
12_小売業計	35,893	2,753	116
56_各種商品小売業	847,486	4,270	85
57_織物・衣服・身の回り品小売業	11,982	1,602	53
58_飲食料品小売業	38,344	2,000	107
59_機械器具小売業	72,522	6,384	310
60_その他の小売業	23,135	2,069	80
61_無店舗小売業	36,597	3,579	-

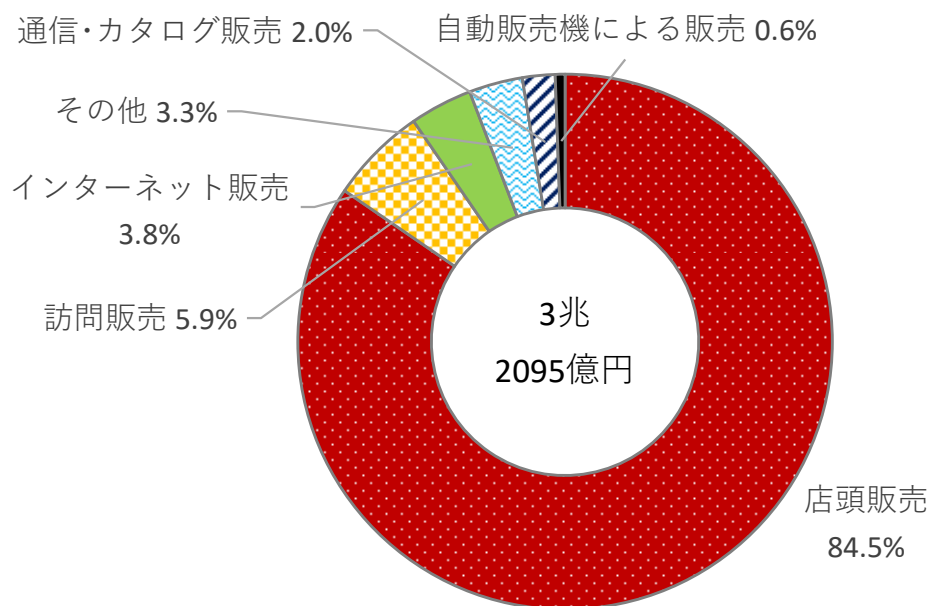
4 商品販売形態別年間商品販売額(小売業、法人)【表 5、図 4】

小売業について商品販売形態別に年間商品販売額をみると、店頭販売が 2 兆 7136 億円（小売計の 84.5%）と最も多く、次いで訪問販売が 1886 億円（同 5.9%）、インターネット販売が 1209 億円（同 3.8%）となっている。

表5 商品販売形態別年間商品販売額

商品販売形態	年間商品販売額	
	令和2年 (2020年) (百万円)	小売計に占める 割合 (%)
小売計	3,209,487	100.0
店頭販売	2,713,598	84.5
訪問販売	188,605	5.9
通信・カタログ販売	62,914	2.0
インターネット販売	120,929	3.8
自動販売機による販売	19,068	0.6
その他	104,373	3.3

図4 商品販売形態別年間商品販売額の構成比



5 区別事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売上面積【表 6、図 5】

卸売業・小売業の事業所総数を区別にみると、中区が 4245 事業所と最も多く、次いで中村区が 2592 事業所、西区が 1780 事業所となっている。

従業者総数を区別にみると、中区が 5 万 8665 人と最も多く、次いで中村区が 3 万 3580 人、西区が 1 万 9934 人となっている。

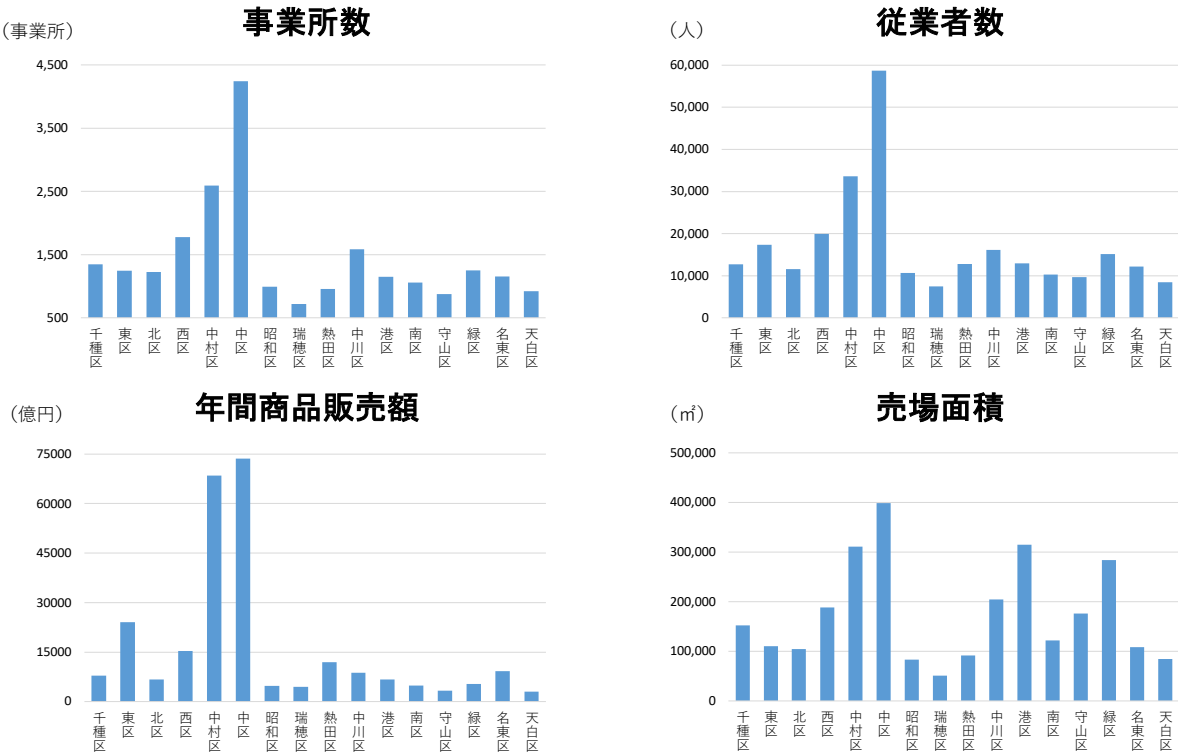
年間商品販売額総数を区別にみると、中区が 7 兆 3588 億円と最も多く、次いで中村区が 6 兆 8488 億円、東区が 2 兆 4068 億円となっている。

売場面積を区別にみると、中区が 39 万 8461 m²と最も広く、次いで港区が 31 万 5025 m²、中村区が 31 万 982 m²となっている。

表6 区別事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積

区別	事業所数（事業所）			従業者数（人）			年間商品販売額（百万円）			売場面積（㎡）
	令和3年			令和3年			令和2年			令和3年
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数
名古屋市	23,103	10,024	13,079	269,684	136,790	132,894	25,837,414	22,604,511	3,232,903	2,784,617
千種区	1,346	436	910	12,708	3,908	8,800	791,690	606,575	185,115	152,230
東区	1,246	678	568	17,347	11,123	6,224	2,406,831	2,265,202	141,629	109,933
北区	1,225	485	740	11,586	4,513	7,073	668,235	529,472	138,763	104,488
西区	1,780	883	897	19,934	11,606	8,328	1,538,692	1,381,151	157,541	188,542
中村区	2,592	1,239	1,353	33,580	19,670	13,910	6,848,830	6,446,307	402,523	310,982
中区	4,245	2,288	1,957	58,665	41,160	17,505	7,358,761	6,703,614	655,146	398,461
昭和区	990	375	615	10,660	4,587	6,073	476,609	311,731	164,878	83,062
瑞穂区	719	271	448	7,492	3,791	3,701	446,943	371,389	75,554	50,766
熱田区	960	527	433	12,822	7,764	5,058	1,195,832	1,083,179	112,653	91,367
中川区	1,585	699	886	16,160	7,670	8,490	866,192	674,192	192,001	204,411
港区	1,151	365	786	12,958	3,863	9,095	673,812	492,315	181,497	315,025
南区	1,060	367	693	10,312	3,841	6,471	481,073	337,174	143,899	122,229
守山区	873	296	577	9,690	2,492	7,198	328,293	185,022	143,272	176,035
緑区	1,254	279	975	15,138	2,692	12,446	534,807	263,204	271,602	284,050
名東区	1,154	530	624	12,176	5,551	6,625	921,877	782,798	139,080	108,432
天白区	923	306	617	8,456	2,559	5,897	298,936	171,185	127,751	84,604

図5 区別事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積の構成比



令和 3 年経済センサス-活動調査の概要

1. 調査の目的

令和 3 年経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

2. 実施主体

総務省、経済産業省

3. 調査日

令和 3 年 6 月 1 日

4. 調査対象

(1) 甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所

ア 大分類 A - 「農業、林業」に属する個人経営の事業所

イ 大分類 B - 「漁業」に属する個人経営の事業所

ウ 大分類 N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792 - 「家事サービス業」に属する事業所

エ 大分類 R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類 96 - 「外国公務」に属する事業所

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所

5. 調査方法

(1) 甲調査

ア 調査員調査

原則、都道府県知事が任命した調査員が調査員調査対象の事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は調査員が調査票を回収する方法により行う。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、調査員回収の代替として郵送回収を導入した市町村においては、インターネットによる回答又は郵送で市町村が直接回収する方法で行う。

イ 直轄調査

独立行政法人統計センター及び国が一括して契約する民間事業者が調査票の配布・回収を行い、本社一括回答する際の報告者である本所事業所、特定の単独事業所及び外国の会社の事業所がインターネットによる回答又は郵送で回答する方法により行う。

(2) 乙調査

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票（乙）」を事業所ごとに配布する。調査への回答は、オンライン（政府共通ネットワーク又は LGWAN）により行う。

用語の解説

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2. 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- (3) 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く) など〕を販売する事業所
- (4) 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。
- (5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- (6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

3. 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- (4) 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）。
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業〔大分類E〕に分類される。
- (5) ガソリンスタンド

- (6) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- (7) 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

4. 従業者及び就業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

- (1) 個人業主
個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいう。
- (2) 無給家族従業者
個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいう。
- (3) 有給役員
法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている人をいう。
なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。
- (4) 常用雇用者
「無期雇用者」及び「有期雇用者(1 か月以上)」に分けられる。
- (5) 無期雇用者
常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。
- (6) 有期雇用者（1 か月以上）
有期雇用者のうち、1 か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。
- (7) 臨時雇用者（有期雇用者（1 か月未満、日々雇用））
有期雇用者のうち、1 か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。
- (8) 従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者
有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）という派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。
- (9) 他からの出向・派遣従業者
労働者派遣法という派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

5. 年間商品販売額（法人組織の事業所のみ）

令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

6. 商品販売形態（法人組織の小売業のみ）

販売形態区分は、次のとおり。

(1) 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。

なお、ご用聞き及び自動車等の移動販売も含む。

(2) 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

(3) 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いて P R を行い、消費者から郵便、電話、F A X、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

(4) インターネット販売

インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

(5) 自動販売機による販売

卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

(6) その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

7. 売場面積（法人組織の小売業のみ）

令和 3 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

8. 販売効率

販売効率は下記のとおり算出した。

(1) 事業所あたりの年間商品販売額 = 年間商品販売額 / 法人事業所数

(2) 従業者あたりの年間商品販売額 = 年間商品販売額 / 法人従業者数

(3) 売場面積あたりの年間商品販売額 = 年間商品販売額 / 売場面積

9. 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1 企業 1 事業所）をいう。

10. 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

11. 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。

また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。